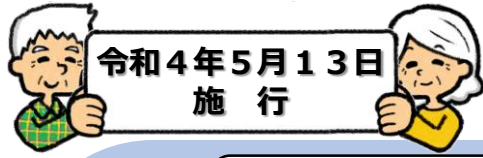


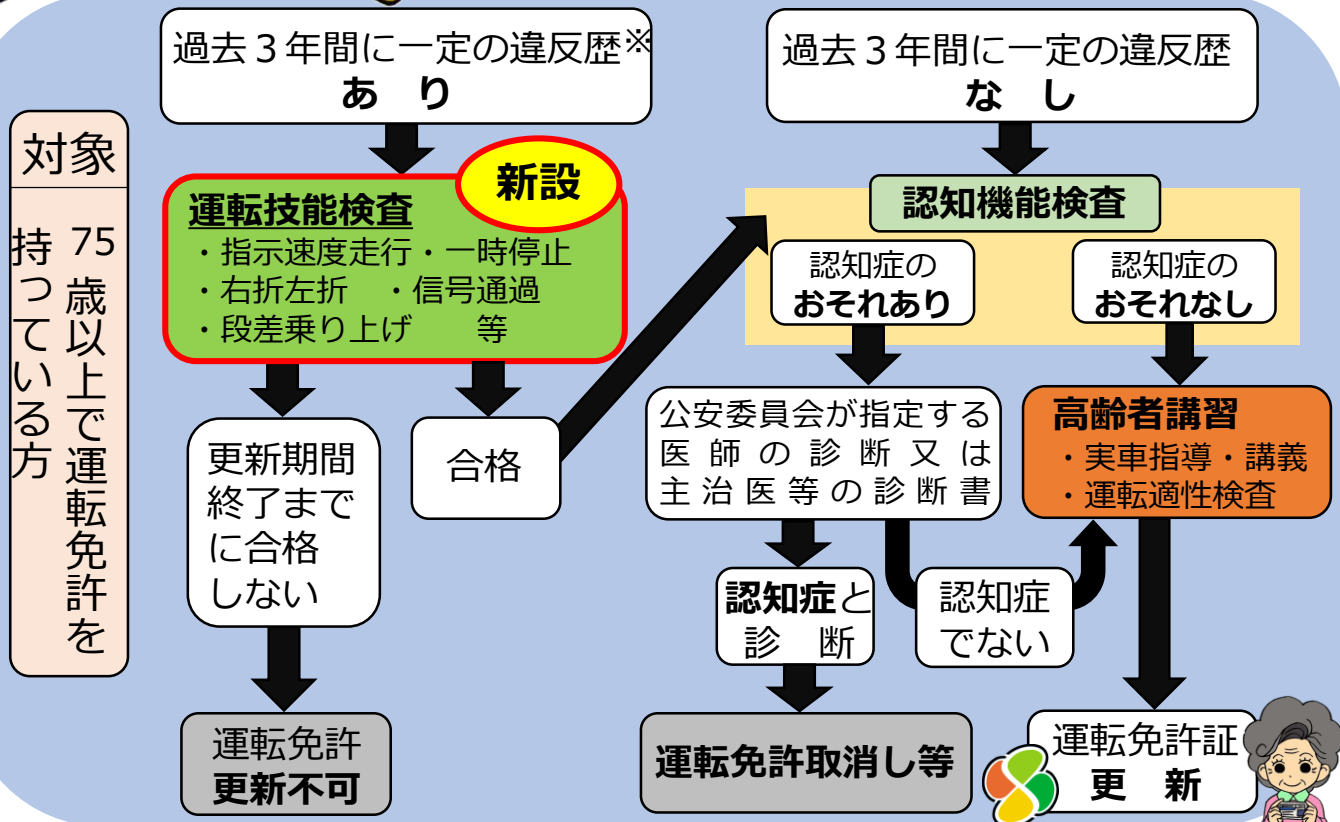


高齢者の免許更新制度改正



令和4年5月13日
施行

道路交通法の一部改正に伴い、高齢運転者の免許更新時の運転技能検査が新設されました。



※一定の違反歴【11項目】
→信号無視、通行区分違反、通行帯違反等、速度超過、横断等禁止違反、安全運転義務違反、携帯電話使用等踏切不停止等・遮断踏切立入り、交差点右左折方法違反等、交差点安全進行義務違反等、横断歩行者等妨害等



運転免許の自主返納だけでなく、安全なサポートカーに限り運転を継続するという新たな選択肢として**サポートカー限定免許制度**も施行されました。
サポートカーとは、**衝突被害軽減ブレーキ**やペダル踏み間違い時の**加速抑制**などの機能がある車をいいます。
年齢を問わず、いつでもサポートカー限定免許に切り替えることが可能です。



ツイッターを運用しています。フォローをお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】
◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。
◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
投稿フォームはこちら
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

